

## 徳島県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱

### 第1 (目的)

この要綱は、地震による被災建築物の危険度の判定（以下「応急危険度判定」という。）を行う徳島県地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）を認定し、余震等による人的被害の防止を図ることを目的とする。

### 第2 (定義)

この要綱において判定士とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

### 第3 (認定の申請)

判定士として認定を受けようとする者は、認定申請書を知事に提出するものとする。

- 2 認定の申請は、第4第1項の要件を満たした者でなければ行うことができない。
- 3 更新の認定申請は、前2項を準用する。

### 第4 (判定士の認定)

判定士は、次の第1号から第3号までの要件を満たした者の中から、知事が認定するものとする。

- (1) 次のいずれかの資格又は経験を有する者であること

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する1級建築士、2級建築士又は木造建築士

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定に合格した1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（種別を「建築」とするものに限る。）

ウ 国又は地方公共団体の職員として、建築、土木又は防災に関する業務に従事した経験

- (2) 徳島県内に在住又は在勤する者であること

- (3) 知事が指定する講習（以下「指定講習」という。）を修了した者であること

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、他の都道府県において地震被災建築物応急危険度判定の認定を受けた者を応急危険度判定士として認定することができる。
- 3 知事は、判定士として認定したときは、判定士認定台帳に登載のうえ、応急危険度判定士登録証（以下「登録証」という。）を交付する。
- 4 前項による認定の有効期間は、登録を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年とし、申請により更新する。

### 第5 (指定講習会)

第4第1項第3号に規定する指定講習は、予め知事が指定する。

- 2 指定講習会の主催者は、指定講習を修了した者に対し、指定講習修了者台帳に登載のうえ、受講修了証を交付する。

### 第6 (判定士の任務)

判定士は、地方公共団体等の依頼により、応急危険度判定を行うものとする。

- 2 判定士は、応急危険度判定の作業中は、常時登録証を携帯するものとする。

### 第7 (変更の届出)

判定士は、認定申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

### 第8 (登録証の再交付)

知事は、必要と認めるときは、判定士の申し出により登録証の再交付を行うものとする。

### 第9 (認定の取消し)

知事は、判定士が次のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 建築士でなくなったとき
- (2) 第4第1項第2号に該当する者でなくなったとき
- (3) 判定士から認定を取消すよう申出があったとき
- (4) その他知事が不適任と認めたとき

- 2 知事は、前項の規定により登録の取消しを行った場合は、その者を登録簿から抹消す

るとともに、本人にその旨を通知し、登録証を返納させるものとする。

第10 (その他)

この要綱に定めるもののほか、徳島県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度  
に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年11月1日から施行する。
- 2 改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 3 改正要綱は、平成25年10月1日から施行する。
- 4 改正要綱は、平成25年12月2日から施行する。
- 5 改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 6 改正要綱は、平成28年10月1日から施行する。
- 7 改正要綱は、平成30年10月1日から施行する。
- 8 改正要綱は、令和5年11月1日から施行する。